

秋の全国火災予防運動
11月9日(日)～15日(土)

火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

この機会に、一人一人が防火への意識を高め、日頃から火災を起こさない工夫を心がけましょう。

**住宅用火災警報器は
設置・点検を忘れずに！**

住宅用火災警報器の設置は消防法および条例で義務化されています。

○点検の際は、次のポイントを確認しましょう！

- ・作動確認の音が鳴るか
- ・電池切れや故障がないか

○音が鳴らない場合は

- ・電池が正しくセットされているか確認

- ・改善しなければ、電池または機器を交換

**あなたの命を守る
「マイナ救急」**

○マイナ救急とは？

マイナ救急は、救急隊がマイナナンバーカード（マイナ保険証）を使って、傷病者の医療情報（受診歴・薬など）を

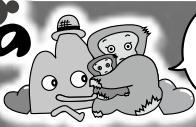
閲覧し、適切な処置と搬送先選定を支援する仕組みで、本年10月1日から一斉に開始されます。

○特徴

- ・傷病者の顔とマイナ保険証の写真を見て本人確認を行う（暗証番号の入力は原則不要）
- ・同意を得てから情報を閲覧
- ・緊急時（意識がないなど）は、同意なしで情報を閲覧
- ・閲覧内容…過去の受診先、処方薬など



※各消防本部によって、マイナ救急の流れは若干異なる場合があります。



**チャイルドシート
購入助成金**

子育て中の保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート（ジュニアシート含む）を購入した保護者に助成金を交付します。

交付対象者

乳幼児用チャイルドシートを購入した保護者

※「乳幼児」は、当該補助金の交付申請時に6歳未満の児童

※「保護者」は、乳幼児と生計を同じくする者

※助成は、同一の乳幼児につき1回限り



助成金額

購入額の3分の1
※100円未満は切り捨て

※1件当たり5千円まで
申請に必要なもの

・印鑑

・振り込み先の金融機関や、口座番号が分かるもの（申請者本人のもの）

・販売業者が発行した領収書の写し

・メーカー名や品名が分かるもの

庄原市出産祝金

子どもの誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、出産祝金を支給します。

支給要件

次のすべてに該当する保護者
①新生児が出生した日に、1年以上引き続き庄原市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有すること

※この期間が1年未満の場合は、1年を経過した日に要件に該当

②申請時、新生児と同居していること

③祝金を受けとった後、さらに1年以上、市内に住所を有する意思があること

申請期間

新生児が出生した日から起算して60日以内

支給金額

・第1・2子 10万円
・第3子以降 25万円

申請に必要なもの

・振り込み先の金融機関、口座番号が分かるもの（申請者本人のもの）

申し込み・問い合わせ

児童福祉課 あんしん支援係
☎0824・73・0051
各支所地域振興室